

特別支援学級在籍児童・生徒の保護者の皆様へ ～ 令和８年度 特別支援教育就学奨励費の御案内 ～

羽村市では、「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）」の趣旨を踏まえ、特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の方の経済的負担を軽減するため、対象となる御家庭に必要な費用の一部を特別支援教育就学奨励費として支給しています。このうち、「特別支援学級単独校外活動費」は、所得の状況にかかわらず、申請者全員が補助の対象となります。

つきましては、別途配付いたします書類を御確認いただき、指定の期日までに必ず申請いただけますようお願いいたします。

◆必要書類

- ☐ 特別支援学級就学奨励費受給申請書（学校から配布されているもの）
- ☐ 振込口座が確認できるキャッシュカードや通帳
- ☐ 【借家の方のみ】賃貸借契約書（契約者・契約期間・家賃・物件住所が明記されている箇所）の写し

※賃貸借契約書がない場合、借主・受取人（不動産会社）・家賃額の記載のある直近 3 ヶ月分の領収書・振込明細

※家賃が確認できる書類がない場合、持家の方と同じく家賃額の控除を適用せず審査します。

◆提出方法

下記申請方法 A または申請方法 B のどちらかにより、提出してください。

申請方法 A 別紙二次元コードより LoGo フォームで申請（電子申請）

申請方法 B 別紙「特別支援学級就学奨励費受給申請書」に記載し、上記必要書類の写しを添付し、羽村市役所教育支援課（市役所 3 階 9 番窓口）へ提出

※来庁が難しい方は、郵送受付も可能です。学校では受付できませんので御注意ください。

◆申請期限

令和 8 年 5 月 29 日（金）【※窓口申請・郵送（必着）】

令和 8 年 5 月 31 日（日）【※LoGo フォーム申請（電子申請）】

※土・日・祝日の窓口提出はできませんので御注意ください。

※申請期限を過ぎると、認定された場合に 4 月からの適用となりません。

◆注意事項（必ず御一読ください）

- ・就学奨励費の申請は毎年度必要です。
- ・世帯の中に未申告者がいる場合、税申告を済ませてから申請してください。
- ・審査時に所得状況が不明の場合、単独校外活動費のみの支給となります。
- ・審査結果は文書で通知します。電話・窓口等での認定状況の回答はできません。御了承ください。

※「特別支援教育就学奨励費」は、算出基準となる収入額が必要額の 2.5 倍未満の世帯が支給の対象となり、就学援助費の支給対象よりも緩和した基準で

の審査となります。収入額及び必要額については、「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第 2 条第 1 項」で規定されています。

◆交付種目（支給額） ※令和8年度より就学奨励費支給額は国庫補助対象限度額となります。

支給品目	対象学年	支給限度額（上限額）※1
		特別支援教育就学奨励費
学用品費・通学用品費	小学校 1年～6年生	5,820 円
	中学校 1年～3年生	11,370 円
新入学用品費 （4月1日に特別支援学級に在籍している 新1年生で、期日までに申請した者）	小学校 1年生	28,530 円
	中学校 1年生	31,500 円
給食費（※2）	小・中学校 全学年	—
修学旅行費	小学校 6年生	10,790 円
	中学校 3年生	28,860 円
移動教室費	小学校 5年生	1,845 円
	中学校 1年生	3,105 円
校外活動費 （通常の学級と合同で実施する遠足等）	小学校 1年～6年生	800 円
	中学校 1年～3年生	1,155 円
通学費（※3）	小・中学校 全学年	（※3）
特別支援学級単独校外活動費（※4）	小学校 1年～6年生	5,290 円
	中学校 1年～3年生	8,520 円

（※1）支給限度額は国庫補助対象限度額になります。経済的な理由等により、教育費の支出にお困りの御家庭等については、「就学援助費」の支給対象となる可能性がありますので、別途学校より配布されます「令和8年度 就学援助のお知らせ」を参照いただき、申請を御検討ください。

（※2）小・中学校給食費については、令和7年1月より給食費無償化を実施しているため、保護者負担はありません。中学校給食費については就学奨励費より直接、羽村市・瑞穂地区学校給食組合へ支給します。

（※3）教育委員会が認めた公共交通機関を利用し、最も経済的な経路及び方法で通学する場合の交通費を対象とします。後日、定期券を購入した際のＩＣカードの写しを在籍学校に提出いただきます。

（※4）特別支援学級が単独で行く校外活動費（遠足や宿泊学習等）については、所得制限がないため、申請していただくと、全員が補助を受けることができます。このため、必ず期日までに特別支援学級就学奨励費の申請をお願いします。

令和8年1月1日時点で羽村市外に在住していた方へ（該当する方のみ確認をお願いします）

就学奨励費の審査のため、令和7年中の所得状況の確認をさせていただきますが、令和8年1月1日時点で羽村市に住民登録のない方については、羽村市で所得の状況が確認できないため、以前居住していた自治体から世帯員全員分の「課税証明書」もしくは「非課税証明書」を取り寄せていただく必要がございます。対象の自治体から取得でき次第、7月末までに教育支援課まで御提出ください。（郵送可）



<問合せ先及び書類送付先>

羽村市教育委員会 教育支援課 特別支援教育係
TEL 042-555-1111（内線359）
〒205-8601 羽村市緑ヶ丘5-2-1